**介護保険住宅改修における必要書類チェックリスト（施工業者向け）**

**■事前協議時（改修工事前）**

|  |
| --- |
| チェック項目 |
| **見積書（工事内訳書）** |
| □ | 改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されている |
| □ | 材料費と工賃および諸経費が区分されて記載されている　※工事一式等は不可※ |
| □ | 見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明示されている |
| □ | 諸経費を計上している場合や値引きがある場合、明確に記載されている |
| □ | 便器の取替がある場合、水洗（簡易水洗）化の費用が計上されている（施工業者負担で行う場合も正規の金額を計上し、その費用を値引く形で記載すること）※非水洗→水洗（簡易水洗）の給排水管工事は保険給付対象外 |
| □ | 見積書の宛名、住所等が被保険者本人である |
| □ | 見積書に社名等の記載や社印が押印されている |
| □ | 見積書の計算が合っている |
| 【注意】　事前協議において、見積書（工事内訳書）は承認する上で重要な書類となりますので、十分な確認のうえ提出すること。なお、承認後は金額の訂正・変更は一切認めないため、値引き等を含め精査した金額を提示すること。 |
| **改修前図面（平面図）** |
| □ | 改修の位置が確認できるものである |
| □ | 段差解消の場合、前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できる |
| □ | 踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法が記載されている |
| 【注意】　図面は全ての改修箇所を記載し、どこをどのように改修するか分かるように作成すること。改修箇所の記載のない図面は認めない。 |
| **改修前の写真** |
| □ | 改修箇所ごとの写真であり、台紙に添付してある |
| □ | 改修箇所が写真に全て納まっている（納まりきれない場合は数枚に分けて撮影） |
| □ | 写真の枠内に日付が入っている（日付入りの写真機がない場合はボード等に日付を記載の上で撮影する）※写真を加工して日付を入れたものや、写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可 |
| □ | ボード等に日付を記載の上で撮影した場合、そのボード等で改修箇所が隠れていない |
| □ | 段差解消の場合、段差にメジャー等をあてた写真（段差があることを確認できる写真）である |
| 【注意】　必ず改修箇所ごとに１枚ずつ撮影すること。（複数の改修箇所をまとめて撮影したものは認めない）また、写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外。　ボード等に日付を記載の上で撮影した場合、ピンボケ等により日付が確認できないものは認めない。（写真の枠内で日付が確認できなければならない。） |
| **カタログ（特注品等がある特別な場合のみ）** |
| □ | 改修内容・メーカー・使用部材等が確認できるようなカタログである |
| □ | 特注品の場合は、カタログに相当する設計図面の添付がある |
|  |

**介護保険住宅改修における必要書類チェックリスト（施工業者向け）**

**■支給申請時（改修工事後）**

|  |
| --- |
| チェック項目 |
| **領収証** |
| 償還払の場合 | □ | 領収金額が見積書（工事内訳書）の金額と同額である※対象外費用が含まれる場合、対象外費用も含む総額で発行してある |
| 受領委任払の場合 | □ | 領収金額が利用者負担額と一致する（保険対象部分の１割である） |
| 共通 | □ | 領収年月日が記載されている |
| □ | 施工業者の押印がある |
| □ | 氏名等が被保険者本人である |
| □ | ただし書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されている |
| 【注意】　安易な値引き等により領収金額と見積金額が異なることは、事前協議の形骸化を招く恐れがあるため一切認めない。（見積の段階で精査した金額を提示すること。）なお、被保険者の都合により、施行途中に止むを得ず工事内容等に変更があった場合にはこの限りではないが、その場合は施工を一旦中断し、ケアマネージャーに連絡してある必要がある。（ただし、施工業者の都合による変更は認めない。） |
| **改修後の写真** |
| □ | 改修箇所ごとの写真であり、台紙に添付してある |
| □ | 改修箇所が写真に全て納まっている（納まりきれない場合は数枚に分けて撮影） |
| □ | 使用した部材が写真の中で確認できる（必要に応じて工事の経過（途中）写真等を添付） |
| □ | 固定状況や段差状況が確認できる |
| □ | 事前協議時の「改修後図面」及び「見積書」と整合した内容である |
| □ | 写真の枠内に日付が入っている（日付入りの写真機がない場合はボード等に日付を記載の上で撮影する）※写真を加工して日付を入れたものや、写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可 |
| □ | 改修前と同方向から撮影した写真である |
| 【注意】　必ず改修箇所ごとに１枚ずつ撮影すること。（複数の改修箇所をまとめて撮影したものは認めない）また、写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外。　ボード等に日付を記載の上で撮影した場合、ピンボケ等により日付が確認できないものは認めない。（写真の枠内で日付が確認できなければならない。） |